

Q 4 : いじめの予防的取組にはどのようなものがあるか。

A : いじめの予防として、まずは日ごろから児童生徒一人一人を大切にする教師の意識やどんな小さないじめのサインでも見逃さない教師の人権感覚が必要である。また、いじめの発生は学校や学級の集団の雰囲気に関係しているので、学級経営の充実や学校全体の組織的な指導体制の確立、保護者との連携等が大切である。

以下、いじめの予防的取組について、8項目の内容を述べる。それぞれの詳しい内容等については、『[「いじめ」の理解と対応 - いじめのない学校を目指して -](#)』(H19.9 県教委)を参照されたい。

教職員の認識

- ・いじめは人間として絶対に許されない。
- ・いじめはどの学校でもどの子でも起こり得る。
- ・どの子もいじめの側、いじめられる側になり得る。
- ・いじめられている児童生徒の立場に立ち、親身になって援助を行う。

組織的な指導体制の構築

- ・校長のリーダーシップのもと、学校全体の組織的な指導体制の確立
- ・いじめ対策委員会(児童生徒支援委員会)の月1回以上の定期的な開催
- ・いじめ発生時の組織的対応マニュアルの作成
- ・校内研修会の充実

学級経営の充実

- ・子どもたちの間に親和的な人間関係をつくる。
- ・一定のルールがあり、それが守られている。
- ・日ごろから言葉をかけ、よさを認め賞賛する。
- ・班活動や係・当番活動等において学級の一員としての役割を担わせ、みんなの役に立っているという自己有用感を味わわせる。
- ・自分との違いを認め、異なった考えや意見も否定せず聴いたり、何でも話せたりする雰囲気をつくる。

学習活動等の充実

- ・「分かった」「できた」という成就感・達成感を味わえる授業の工夫
- ・道徳の時間や特別活動等の諸活動において、いじめを起こさない集団の育成のため、計画的、継続的な教師の働きかけ
- ・構成的グループエンカウンターなど社会性育成プログラムの活用
- ・警察官をゲストティーチャーとした「いじめと犯罪」「サイバー犯罪」等の非行防止教室

早期発見・早期対応

- ・いじめのアンケート等による実態把握
- ・生活日記指導の実施
- ・定期教育相談や随時相談の強化週間の実施
- ・スクールカウンセラーや養護教諭との連携
- ・いじめ点検票等を用いたいじめ問題への取組の評価や改善の実施

学校生活全般におけるかかわり

- ・日ごろからのあいさつや声かけ
- ・給食、休み時間、清掃などの機会を通じての児童生徒とのふれあい
- ・校内巡回やいじめを予防するための環境整備

児童生徒による主体的活動

- ・児童会、生徒会主体のあいさつ運動やいじめ撲滅のスローガン等の呼びかけ
- ・生徒による休み時間等のパトロール活動や相談
- ・いじめ問題をテーマとした劇の上演や鑑賞
- ・いじめ撲滅の標語、ポスターや作文の募集とその掲示や発表

保護者との連携

- ・日ごろの取組やその体制を目に見えるようにして伝え、共に考える。
- ・学年・学級だより等を活用したいじめ対応への取組の発信
- ・連絡帳、電話や家庭訪問等とおした日ごろからの情報の共有